

重要

事務連絡
平成29年3月24日

各居宅（介護予防）サービス事業所
各介護保険施設 管理者様
各地域密着型サービス事業所

島根県健康福祉部高齢者福祉課

平成29年度介護職員処遇改善加算の届出について（通知）

介護職員処遇改善加算について、平成29年度において加算を算定する事業所については、新たに平成29年度介護職員処遇改善計画書等を提出していただく必要があります。下記提出期限までに平成29年度介護職員処遇改善計画書等の提出がない事業所については、平成29年4月からの処遇改善加算の算定が認められなくなりますのでご注意ください。

なお、介護職員処遇改善加算届出書及び介護職員処遇改善計画書等の新しい様式については下記、島根県高齢者福祉課のホームページに掲載しております。

記

1. 提出期限

- ・介護職員処遇改善加算計画書 平成29年4月15日
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 平成29年4月15日

2. 提出書類

島根県高齢者福祉課ホームページの

【「介護保険（事業者向け）」 → 共通事項 → 介護職員処遇改善加算】

からお入りいただき、介護職員処遇改善加算のページ内にてご確認ください。

※新加算Ⅰ取得のために給与規定の改定が必要な場合、暫定の給与規定を上記期限内に提出した上で6月末日までに確定の給与規定を追加提出頂ければ4月当初から取得できます。

3. 提出先及び提出方法

下記へ郵送又は持参してください。

事業所の所在地	提出先（問い合わせ先）
出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、隠岐郡	〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部 高齢者福祉課 在宅サービスグループ TEL：0852-22-5235 施設サービスグループ TEL：0852-22-6520
浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡	〒697-0041 浜田市片庭町254 島根県健康福祉部地域福祉課 石見スタッフ TEL：0855-29-5580
松江市内の事業所 (地域密着型サービスを除く)	〒690-8540 松江市末次町86番地 松江市健康福祉部 監査指導課 TEL：0852-55-5689
地域密着型サービス	各保険者
総合事業のサービス	各保険者

〈留意事項〉

平成 29 年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

＜既存事業所＞

- 既に、介護職員処遇改善加算を算定されている事業所については、以下のとおり、報酬改定反映前の様式での届出内容を報酬改定後の届出内容に置き換えますので、この取り扱いでよければ、加算の届出は不要です。
- 今回新設された、介護職員処遇改善加算の新加算Ⅰを、平成29年4月1日から算定（変更）する場合は、加算の届出が必要です。

サービス	変更点	既存事業所の取扱い
全ての 介護職員処遇改善加算 算定対象サービス	介護職員処遇改善加算 「1：なし」 「5：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 「3：加算Ⅲ」 「4：加算Ⅳ」 を 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」 「3：加算Ⅳ」 「4：加算Ⅴ」 に変更	既存届出内容が「5：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「5：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2：加算Ⅱ」で新たな届出がない場合は「2：加算Ⅲ」とみなす。 既存届出内容が「3：加算Ⅲ」で新たな届出がない場合は「3：加算Ⅳ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ⅳ」で新たな届出がない場合は「4：加算Ⅴ」とみなす。 <u>「6：加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

＜新規事業所(H29.4.1以降開設)＞

- 4月1日より新規に事業を開始予定の事業所については、本日付で報酬改定反映後の様式を掲載したことから、指定申請時に新加算Ⅰを取得するための様式が存在しませんでした。
- ついては、
 - ①新加算Ⅰを取得される場合は、再度、報酬改定反映後の様式にて申請が必要
 - ②新加算Ⅰを取得されない場合は、上記の取り扱いとなりますので、申請は不要となりますので、ご確認下さい。